第二十条の三第一項中「第十九条の二」を「第十九条の三」に、「第十九条の二十」を「第十九条の二十一」に、「沖縄電力株式会社」を「沖縄電力」に改め、同条第二項中「沖縄電力株式会社」を「沖縄電力」に改め、同条第三項中「第十九条の二から第十九条の二十まで」を「第十九条の三から第十九条の二十一まで」に、「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に、「第十九条の八第一項」を「第十九条の九第一項」に、「第十九条の九第一項」を「第十九条の十第一項」に、「第十九条の十一」を「第十九条の十二」に、「第十九条の十五第一項」を「第十九条の十六第一項」に、「第十九条の十七第一項」を「第十九条の十八第一項」に、「第十九条の四第一項及び」を「第十九条の五第一項及び」に、「第十九条の二第六項」を「第十九条の三第六項」に、「第十九条の三第二項及び第十九条の四第二項」を「第十九条の四第二項及び第十九条の五第二項」に、「第十九条の二第七項」を「第十九条の三第七項」に、「第十九条の四第一項中」を「第十九条の五第一項中」に、「第十九条の四第一項第一号」を「第十九条の五第一項第一号」に、「第十九条の五第一項第二号」を「第十九条の六第一項第二号」に、「第十九条の十一第一項」を「第十九条の十二第一項」に、「表中「第十九条の八」」を「表中「第十九条の十二」」に、「第十九条の七」と」を「第十九条の八」と」に、「第十九条の十二」を「第十九条の十三」に、「第十九条の十三第一項」を「第十九条の十四第一項」に、「第十九条の十四第一項」を「第十九条の十五第一項」に、「第十九条の十三第二項」を「第十九条の十四第二項」に、「第十九条の二第四項第二号」を「第十九条の三第四項第二号」に、「第十九条の三第四項第四号」を「第十九条の四第四項第四号」に、「第十九条の二第四項第六号」を「第十九条の三第四項第六号」に、「第十九条の十四第二項」を「第十九条の十五第二項」に、「第十九条の七第一項第一号」を「第十九条の八第一項第一号」に、「第十九条の三第四項第一号」を「第十九条の四第四項第一号」に、「第十九条の五第六項第一号」を「第十九条の六第六項第一号」に、「第十九条の六第五項第二号」を「第十九条の七第五項第二号」に、「第十九条の七から前条まで」を「第十九条の八から前条まで」に、「第十九条の二十第一項」を「第十九条の二十一第一項」に改める。

第二十条の四第一項中「沖縄電力株式会社（以下この条において「沖縄電力」という。）を「沖縄電力」に、「第十九条の二から第十九条の二十まで」を「第十九条の三から第十九条の二十一まで」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、同項第一号中「算定された額」の下に「（第十九条の二十二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあっては、第十九条の二十二第二項第一号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）」を加え、同項第三号中「算定された額」の下に「（第十九条の二十二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあっては、第十九条の二十二第二項第三号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）」を加え、同項第四号中「算定された額」の下に「（第十九条の二十二の規定により同条第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第一項の変更の認可を受けた沖縄電力にあっては、第十九条の二十二第二項第四号に掲げる方法により整理した外生的燃料費等変動相当額を含む。）」を加え、同項第五号中「第十九条の六第四項第五号」を「第十九条の七第四項第五号」に改め、同条第七項中「及び特定変動可変費」の下に「並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費」を加える。

第二十一条第一項中「第十九条第二項又は第十九条の二十第二項」を「第十九条第二項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の二第七項、第十九条の二十一第二項（第二十条の三第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の二十二第七項、第二十条の二第七項又は第二十条の四第七項」に改め、同条第二項中「申請の日」の下に「（第十九条の二又は第十九条の二十二の規定により第十九条の二第一項各号に掲げる変動額又は第十九条の二十二第一項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第十九条第一項の変更の認可を受けた一般電気事業者にあっては、当該変更の認可を受ける前に定めていた供給約款の認可の申請の日）」を加える。

様式第三中「第19条の２第３項」を「第19条の３第３項」に改める。

様式第四中「第19条の２第４項」を「第19条の３第４項」に改める。

様式第五の二中「第19条の４第１項、第２項」を「第19条の５第１項、第２項」に改める。

様式第六の三中「第19条の５第３項、第19条の６第３項」を「第19条の６第３項、第19条の７第３項」に改める。

様式第六の四中「第19条の13関係」を「第19条の14関係」に、「第19条の13第３項」を「第19条の14第３項」に改める。

様式第七の二中「第19条の18、第19条の19」を「第19条の19、第19条の20」に、「第19条の７第１項第１号」を「第19条の８第１項第１号」に、「第19条の17」を「第19条の18」に、「第19条の７第１項第２号」を「第19条の８第１項第２号」に改める。

様式第八中「第19条の20第６項」を「第19条の21第６項」に改め、同様式の次に次の八様式を加える。

様式第８の２（第19条の２第２項、第19条の22第２項関係）

特別変動額総括表

（単位：千円）

項　　目	変　動　金　額	備　　考
燃料費		
使用済燃料再処理等発電費		
特定放射性廃棄物処分費		
原子力発電施設解体費		
地帯間購入電源費		
他社購入電源費		
地帯間販売電源料		
他社販売電源料		
事業税		
合　　計		

原価算定期間を、　年　月から　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

変動金額の欄は、外生的燃料費等変動相当額を整理すること。

［主な項目の内訳］

燃料費

（単位：千円）

項　　目		変　動　金　額	備　　考
石炭費			
燃料油費			
火力燃料費	ガス費		
	その他		
小　　計			